

# 選択型実務修習 参考書式集

(1-1~3-1)

1	実施要領関係
1-1	選択型実務修習の実施について(通知)
1-2	同 (別紙) プログラムの申込みについて
1-3	同 (別紙様式第1) プログラム申込書(全国)
1-4	同 (別紙様式第2) プログラム申込書(個別修習)
1-5	同 (別紙様式第3) 修習計画書・修習内容記載例
1-6	(別添) プログラム案内
1-7	(別添) 結果意見書

2	自己開拓プログラム関係
2-1	自己開拓プログラム 申出書
2-2	承諾書(表面)・司法修習生が独自に開拓した修習先へのお願い(裏面)
2-3	自己開拓プログラム 日程表
2-4	自己開拓プログラム 承認通知書

3	選択型実務修習結果レポート
3-1	選択型実務修習結果レポート

※ 本書式集は、参考書式であり、記載内容等については、各配属庁会で使いやすいうよう、適宜変更して差し支えありません。

平成 年 月 日

平成 年度採用（第 期）司法修習生 各位

（配属庁会）司法修習生指導連絡委員会

## 選択型実務修習の実施について（通知）

標記の実務修習を下記のとおり実施します。

## 記

## 1 選択型実務修習の期間

月 日（ ）から 月 日（ ）まで

## 2 選択型実務修習の目的

選択型実務修習は、司法修習生各自が、その実情に応じて、主体的に選択、設計することにより、分野別実務修習の成果の深化と補完を図ったり、分野別実務修習の課程では体験できない領域における実務修習を行ったりする課程として行う。

## 3 修習地

原則として、分野別実務修習における配属修習地で行う。

配属修習地以外での修習は、配属修習地では履修が不可能な修習内容に限るものとし、その期間は3週間を限度とする。

外国での修習は、認めない。

## 4 修習先

(1) 選択型実務修習は、原則として、分野別実務修習で配属された弁護士事務所をいわゆるホームグラウンドとし、その他の修習先での修習がないときは、その弁護士事務所において修習を行う。

(2) ホームグラウンドにおける弁護修習は、選択型実務修習の期間中、最低1

週間は、継続して行わなければならない。

- (3) 相当な理由があれば、選択型実務修習の2箇月間を通じてホームグラウンドでの弁護修習を行うこともできる。

#### 5 提供する修習プログラムへの応募

- (1) 司法修習生は、配属修習地の裁判所、検察庁及び弁護士会が提供する個別修習プログラム（以下「個別修習プログラム」という。）及びその修習の性質上特定の地域の配属庁会しか提供できないようなプログラム（以下「全国プログラム」という。）について、別紙のとおり、修習を希望するプログラムを選択の上応募する。
- (2) 応募したプログラムの申込者が、募集人員を超えた場合は、抽選その他の公平な方法により修習を受ける者を決定する。
- (3) 修習受入決定については、全国プログラムについては 月 日（ ）までに、個別修習プログラムについては 月 日（ ）までに各司法修習生に通知する。
- (4) 全国プログラムの修習に伴う旅費

注：未確定事項

#### 6 司法修習生が自ら開拓する修習（以下「自己開拓プログラム」という。）先

- (1) 司法修習生は、民間企業の法務部、地方自治体の法務関係部門等法曹の活動に、密接な関係を有する分野について、自己開拓プログラム先とすることができる。
- (2) 自己開拓プログラム先での実務修習を希望する場合は、自己開拓プログラム申出書に必要事項を記載の上、自己開拓プログラム先の修習を受け入れる旨の書面（以下「承諾書」という。）及び自己開拓プログラム先日程表を添付して 月 日（ ）までに、第〇クールの分野別実務修習を行っている配属庁会の司法修習事務担当者に提出する（承諾書には、会社の代表取締役や地方公共団体の長など受入先の代表者（又はそれに準じる者）の記名・押印

を要する。)

なお、自己開拓プログラム申出書、承諾書及び自己開拓プログラム先日程表の書式は、弁護士会に備え置いてあるので、申し出を希望する司法修習生は、各自で弁護士会から取り寄せる。

(3) 旅費、その他自己開拓プログラムに伴う費用

注：未確定事項

(4) 自己開拓プログラム先での修習の可否については、 月 日 ( ) までに通知する。

7 選択型実務修習期間全体の修習計画の提出

司法修習生は、 月 日 ( ) までに、選択型実務修習期間全体の修習計画書（別紙様式第3）を作成した上、写しをとり、原本を第〇クールの分野別実務修習を行っている配属庁会の司法修習事務担当者に提出し、その写しを選択型実務修習結果レポートの末尾に別紙として添付する。

なお、修習計画書は、 月 日 ( ) までに当委員会から特段の連絡がない限り、承認されたものとする。

8 選択型実務修習結果レポートの作成・提出

(1) 司法修習生は、各個別修習プログラムの最終日までに、修習内容、成果、感想等を簡潔に選択型実務修習結果レポートの修習レポート欄に記載し、プログラム指導担当責任者の記名・検印を受ける。その際、司法修習生は、プログラム指導担当責任者に対し、別添の「選択型実務修習結果意見書」を交付し、意見を記載してもらった上で、指導担当弁護士への送付を依頼する。

(2) 司法修習生は、選択型実務修習結果レポートを完成し、 月 日 ( ) までに配属修習地の指導担当弁護士に提出する。

## 選択型実務修習プログラムの申込みについて

	全国プログラム	個別修習プログラム
1 申込期限	〇〇月〇〇日 (〇)	〇〇月〇〇日 (〇)
2 申込先	<p>申込み期限時に実務修習をしている裁判所，検察庁又は弁護士会の司法修習担当部署</p> <p>裁判所にあつては 地裁総務課庶務係</p> <p>検察庁にあつては 地検〇〇課〇〇係</p> <p>弁護士会にあつては 事務局 係</p>	
3 申込方法	別紙様式第1の選択型実務修習プログラム申込書(全国)を提出する(持参又は郵送により提出，期限内必着)。	別紙様式第2の選択型実務修習プログラム申込書(個別修習)を提出する(持参又は郵送により提出，期限内必着)。
4 プログラム内容等	別添の「選択型実務修習プログラム案内」のとおり	

## ※ 注意事項

- (1) 全国プログラムは，全選択型実務修習期間(2箇月)を通じて1つのプログラムに限り，応募をすることができる。
- (2) 個別プログラムについては順位をつけて，複数のプログラムを応募する。

平成 年 月 日

司法修習生指導連絡委員会 御中

平成 年度採用（第 期）

修習地 （ 班）

組 番 氏名 ○ ○ ○ ○

印

## 選択型実務修習プログラム申込書（全国）

下記のとおり，選択型実務修習の全国プログラムを申し込みます。

記

コード	プログラム名

応募に条件がある場合は，満たしている応募条件の内容

条件審査のために必要な関係資料の提出を求められている場合は，本申込書に添付すること。なお，添付書類は返還しない。

-----  
受 入 結 果 通 知

可	否

司法修習生指導連絡委員会

平成 年 月 日

司法修習生指導連絡委員会 御中

平成 年度採用 (第 期) ( 班)  
組 番 氏名 ○ ○ ○ ○ 印

## 選択型実務修習プログラム申込書 (個別修習)

下記のとおり選択型実務修習の個別修習プログラムを申し込みます。

記

	第 1 希 望			第 2 希 望			第 3 希 望		
	コード	プログラム名	決定欄	コード	プログラム名	決定欄	コード	プログラム名	決定欄
1									
2									
3									
4									

注) 決定欄には何も記入しないこと。

司法修習生指導連絡委員会 御中

平成 年 月 日

### 選択型実務修習修習計画書

平成 年度採用(第 期)

配属地 ( 班)

氏名 印

#### 1 修習の目的

#### 2 修習の内容

週 修習 内容	第1週	第2週	第3週	第4週	第5週	第6週	第7週	第8週

(注意事項) 司法修習生は、この選択型実務修習計画書を作成し、原本を提出時点における修習単位の事務局に提出し、その写しを選択型実務修習結果レポートの末尾に添付すること。



### 修習内容記載例

週 修習 内容	第1週	第2週	第3週	第4週	第5週	第6週	第7週	第8週
ホームグラウンド	←→		←→					
刑事模擬裁判		←→						
消費者問題研究 (弁護士会)				←→				
民事修習 (裁判所)					←→			
刑事関連施設見学 (検察庁)								←→

## 選択型実務修習プログラム案内

	コード	プログラム名		場 所	募集 人数	修 習 内 容	募 集 条 件	そ の 他
		名称	班					
全 裁 判 所	1101	地裁知的財産訴訟部修習	A	東京地方裁判所 民事第29部	5	知財事件の処理、法廷・弁論準備傍聴。知財事件の処理についての講義。判決起案。知財高裁での法廷傍聴など。	法科大学院で知財関係講座を受講し、単位取得した者。申込時に、これを証明する書面(単位取得証明書等)を提出すること。	集合日時:8月1日午前9時30分 集合場所:東京地裁総務課
				8月1日(水)～ 同月14日(火)				
	1102	地裁知的財産訴訟部修習	B	東京地方裁判所 民事第29部	5	知財事件の処理、法廷・弁論準備傍聴。知財事件の処理についての講義。判決起案。知財高裁での法廷傍聴など。	法科大学院で知財関係講座を受講し、単位取得した者。申込時に、これを証明する書面(単位取得証明書等)を提出すること。	集合日時:10月1日午前9時30分 集合場所:東京地裁総務課
				10月1日(月)～ 同月12日(金)				
1103	地裁知的財産訴訟部修習	A	大阪地方裁判所 民事第〇部	5	知財事件の処理、法廷・弁論準備傍聴。知財事件の処理についての講義。判決起案。知財高裁での法廷傍聴など。	法科大学院で知財関係講座を受講し、単位取得した者。申込時に、これを証明する書面(単位取得証明書等)を提出すること。	集合日時:8月29日午前9時30分 集合場所:大阪地裁総務課	
			8月29日(水)～ 9月11日(火)					
1104	地裁知的財産訴訟部修習	B	大阪地方裁判所 民事第〇部	5	知財事件の処理、法廷・弁論準備傍聴。知財事件の処理についての講義。判決起案。知財高裁での法廷傍聴など。	法科大学院で知財関係講座を受講し、単位取得した者。申込時に、これを証明する書面(単位取得証明書等)を提出すること。	集合日時:8月29日午前9時30分 集合場所:大阪地裁総務課	
			10月29日(月)～ 11月9日(金)					
全 検 察 庁	1201	法務行政修習	A	法務省〇〇課	10			
				8月15日(水)～ 同月28日(火)				
	1202	法務行政修習	B	法務省〇〇課	10			
				10月15日(月)～ 同月26日(金)				
弁 護 士 会	1301	渉外事務所修習	A	〇〇法律事務所	3		英検準1級以上、TOEIC650点以上又はそれと同等の英語力を有する者。申込時に、これを証明する書面を提出すること。	住所:東京都港区赤坂〇-〇-〇 △△ビル5階 集合日時:9月5日午前10時 集合場所:事務所受付 持参するもの:パソコン
				9月5日(水)～ 同月25日(火)				
	1302	渉外事務所修習	A	△△法律事務所	7		法科大学院で外国法関係講座を受講し、4単位以上を取得した者。申込時に、これを証明する書面を提出すること。	住所:東京都千代田区丸の内〇-〇-〇 ××ビル10階 集合日時:8月15日午前10時 集合場所:事務所受付
				8月15日(水)～ 同月28日(火)				

全 国 士 護 弁 会	1303	涉外事務所修習	A	××法律事務所			
	1304	涉外事務所修習	B	□□法律事務所			
	1305	涉外事務所修習	B	▽▽法律事務所			
	1311	知的財産事務所修習	A	●●法律事務所			
	1312	知的財産事務所修習	B	▲▲法律事務所			

# プログラム案内

	コード	プログラム名	場 所	募集 人数	修 習 内 容	募 集 条 件	そ の 他
			日 時				
全 裁 判 所	1101	地裁知的財産 訴訟部修習	東京地方裁判所 民事第29部	5	知財事件の処理, 法廷・弁論準備傍聴。知財事件の処理についての講義。判決起案。知財高裁での法廷傍聴など。	法科大学院で知財関係講座を受講し, 単位取得した者。申込時に, これを証明する書面(単位取得証明書等)を提出すること。	集合日時: 8月20日午前9時30分 集合場所: 東京地裁総務課
			8月20日(月)～ 同月31日(金)				
	1102	地裁知的財産 訴訟部修習	東京地方裁判所 民事第40部	5	知財事件の処理, 法廷・弁論準備傍聴。知財事件の処理についての講義。判決起案。知財高裁での法廷傍聴など。	法科大学院で知財関係講座を受講し, 単位取得した者。申込時に, これを証明する書面(単位取得証明書等)を提出すること。	集合日時: 8月20日午前9時30分 集合場所: 東京地裁総務課
			8月20日(月)～ 同月31日(金)				
	1103	地裁知的財産 訴訟部修習	東京地方裁判所 民事第46部	5	知財事件の処理, 法廷・弁論準備傍聴。知財事件の処理についての講義。判決起案。知財高裁での法廷傍聴など。	法科大学院で知財関係講座を受講し, 単位取得した者。申込時に, これを証明する書面(単位取得証明書等)を提出すること。	集合日時: 8月20日午前9時30分 集合場所: 東京地裁総務課
			8月20日(月)～ 同月31日(金)				
1104	地裁知的財産 訴訟部修習	東京地方裁判所 民事第47部	5	知財事件の処理, 法廷・弁論準備傍聴。知財事件の処理についての講義。判決起案。知財高裁での法廷傍聴など。	法科大学院で知財関係講座を受講し, 単位取得した者。申込時に, これを証明する書面(単位取得証明書等)を提出すること。	集合日時: 8月20日午前9時30分 集合場所: 東京地裁総務課	
		8月20日(月)～ 同月31日(金)					
1105	地裁知的財産 訴訟部修習	大阪地方裁判所 民事第21部	5	知財事件の処理, 法廷・弁論準備傍聴。知財事件の処理についての講義。判決起案。	法科大学院で知財関係講座を受講し, 単位取得した者。申込時に, これを証明する書面(単位取得証明書等)を提出すること。	集合日時: 8月20日午前9時30分 集合場所: 大阪地裁総務課	
		8月20日(月)～ 同月31日(金)					
1106	地裁知的財産 訴訟部修習	大阪地方裁判所 民事第26部	5	知財事件の処理, 法廷・弁論準備傍聴。知財事件の処理についての講義。判決起案。	法科大学院で知財関係講座を受講し, 単位取得した者。申込時に, これを証明する書面(単位取得証明書等)を提出すること。	集合日時: 8月20日午前9時30分 集合場所: 大阪地裁総務課	
		8月20日(月)～ 同月31日(金)					
検 察 庁	1201	法務行政修習	法務省〇〇課	10			
			8月15日(水)～ 同月28日(火)				
1202	法務行政修習	法務省〇〇課	10				
		9月3日(月)～ 同14日(金)					

コード	プログラム名	場 所	募集 人数	修 習 内 容	募 集 条 件	そ の 他
		日 時				
1301	渉外事務所修習 (東京)	〇〇法律事務所	3	いわゆる「渉外事件」を扱う法律事務所での 渉外事件に特化した修習	英検準1級以上、TOEIC650 点以上又はそれと同等の英語 力を有する者。申込時に、これ を証明する書面を提出すること。	住所:東京都港区赤坂〇-〇 -〇 △ビル5階 集合日時:8月6日午前10時 集合場所:事務所受付 持参するもの:パソコン
		8月6日(月)～ 同月17日(金)				
1302	渉外事務所修習 (東京)	△△法律事務所	7	いわゆる「渉外事件」を扱う法律事務所 での渉外事件に特化した修習	法科大学院で外国法関係講座 を受講し、4単位以上を取得した 者。申込時に、これを証明する 書面を提出すること。	住所:東京都千代田区丸の内〇 -〇-〇 ×ビル10階 集合日時:8月20日午前10時 集合場所:事務所受付
		8月20日(月)～ 同月31日(金)				
1303	渉外事務所修習 (東京)	××法律事務所	5	いわゆる「渉外事件」を扱う法律事務所 での渉外事件に特化した修習	英検準1級以上、TOEIC650 点以上又はそれと同等の英語 力を有する者。申込時に、これ を証明する書面を提出すること。	住所:東京都中央区銀座〇- 〇-〇 △ビル7階 集合日時:9月3日午前10時 集合場所:事務所受付 持参するもの:パソコン
		9月3日(月)～ 同月14日(金)				
1304	知的財産事務所 修習(東京)	〇〇法律事務所	3	いわゆる「知財事件」を扱う法律事務所 の日常的な弁護士業務及び事件処理 に接することを主眼とした修習	法科大学院で知財関係講座を 受講し、単位取得した者。申込 時に、これを証明する書面(単 位取得証明書等)を提出するこ と。	住所:東京都港区赤坂〇-〇 -〇 △ビル5階 集合日時:8月6日午前11時 集合場所:事務所受付 持参するもの:パソコン
		8月6日(月)～ 同月17日(金)				
1305	知的財産事務所 修習(東京)	△△法律事務所	7	いわゆる「知財事件」を扱う法律事務所 の日常的な弁護士業務及び事件処理 に接することを主眼とした修習	法科大学院で知財関係講座を 受講し、単位取得した者。申込 時に、これを証明する書面(単 位取得証明書等)を提出するこ と。	住所:東京都千代田区丸の内〇 -〇-〇 ×ビル10階 集合日時:8月20日午前11時 集合場所:事務所受付
		8月20日(月)～ 同月31日(金)				
1306	知的財産事務所 修習(東京)	××法律事務所	5	いわゆる「知財事件」を扱う法律事務所 の日常的な弁護士業務及び事件処理 に接することを主眼とした修習	法科大学院で知財関係講座を 受講し、単位取得した者。申込 時に、これを証明する書面(単 位取得証明書等)を提出するこ と。	住所:東京都中央区銀座〇- 〇-〇 △ビル7階 集合日時:9月3日午前10時 集合場所:事務所受付 持参するもの:パソコン
		9月3日(月)～ 同月14日(金)				
1307	渉外事務所修習 (大阪)	□□法律事務所	3	いわゆる「渉外事件」を扱う法律事務所 での渉外事件に特化した修習	英検準1級以上、TOEIC650 点以上又はそれと同等の英語 力を有する者。申込時に、これ を証明する書面を提出すること。	住所:大阪市北区西天満〇- 〇-〇 △ビル5階 集合日時:8月6日午前11時 集合場所:事務所受付 持参するもの:パソコン
		8月6日(月)～ 同月17日(金)				
1308	渉外事務所修習 (大阪)	●●法律事務所	7	いわゆる「渉外事件」を扱う法律事務所 での渉外事件に特化した修習	法科大学院で外国法関係講座 を受講し、4単位以上を取得した 者。申込時に、これを証明する 書面を提出すること。	住所:大阪市北区西天満〇- 〇-〇 △ビル5階 集合日時:8月20日午前10時 集合場所:事務所受付
		8月20日(月)～ 同月31日(金)				
1309	渉外事務所修習 (大阪)	☆☆法律事務所	5	いわゆる「渉外事件」を扱う法律事務所 での渉外事件に特化した修習	英検準1級以上、TOEIC650 点以上又はそれと同等の英語 力を有する者。申込時に、これ を証明する書面を提出すること。	住所:大阪市北区西天満〇- 〇-〇 △ビル5階 集合日時:9月3日午前10時 集合場所:事務所受付 持参するもの:パソコン
		9月3日(月)～ 同月14日(金)				

全

弁護士会

国

	コード	プログラム名	場 所	募集 人数	修 習 内 容	募 集 条 件	そ の 他
			日 時				
全 国 弁 護 士 会	1310	知的財産事務所 修習(大阪)	□□法律事務所 8月6日(月)～ 同月17日(金)	3	いわゆる「知財事件」を扱う法律事務所 の日常的な弁護士業務及び事件処理 に接することを主眼とした修習	法科大学院で知財関係講座を 受講し、単位取得した者。申込 時に、これを証明する書面(単 位取得証明書等)を提出するこ と。	住所:大阪市北区西天満〇ー 〇ー〇 △△ビル5階 集合日時:8月6日午前10時 集合場所:事務所受付
	1311	知的財産事務所 修習(大阪)	●●法律事務所 8月20日(月)～ 同月31日(金)	7	いわゆる「知財事件」を扱う法律事務所 の日常的な弁護士業務及び事件処理 に接することを主眼とした修習	法科大学院で知財関係講座を 受講し、単位取得した者。申込 時に、これを証明する書面(単 位取得証明書等)を提出するこ と。	住所:大阪市北区西天満〇ー 〇ー〇 △△ビル5階 集合日時:8月20日午前10時 集合場所:事務所受付 持参するもの:パソコン
	1312	知的財産事務所 修習(大阪)	☆☆法律事務所 9月3日(月)～ 同月14日(金)	5	いわゆる「知財事件」を扱う法律事務所 の日常的な弁護士業務及び事件処理 に接することを主眼とした修習	法科大学院で知財関係講座を 受講し、単位取得した者。申込 時に、これを証明する書面(単 位取得証明書等)を提出するこ と。	住所:大阪市北区西天満〇ー 〇ー〇 △△ビル5階 集合日時:9月3日午前10時 集合場所:事務所受付 持参するもの:パソコン

(応募上の注意点)

※ コード番号1307から1309番の渉外事務所修習(大阪)のうちのいずれかのプログラム、又は、コード番号1310から1312番の知的財産事務所修習(大阪)のうちのいずれかのプログラムに応募する場合は、希望する法律事務所につき第2順位まで選択して応募することができる。

## 選択型実務修習結果意見書

※ 太枠内は、司法修習生が記入すること。

司法修習生名
修習内容
修習結果についての意見

平成 年 月 日

プログラム指導担当責任者

所 属

役職（官職）・氏名

印

※ プログラム指導担当責任者は、3日以内に修習指導担当弁護士宛に、この意見書を別送してください。

※ 司法修習生は、この用紙に不足がある場合は、各自でコピーをとるなどして補充してください。

平成〇〇年〇〇月〇〇日

司法修習生指導連絡委員会 御中

第〇期司法修習生 ( 班)

〇 〇 〇 〇

自己開拓プログラム申出書

私は、選択型実務修習において、下記のとおり修習先を開拓しましたので承認願います。

記

- 1 修習期間
- 2 修習先
  - (名称)
  - (代表者)
  - (住所)
  - (電話番号)
  - (担当者の役職及び氏名)
- 3 修習の目的 (目的が、法曹活動と密接である旨も併せて記載すること。)
- 4 修習の内容
- 5 添付書類
  - 承諾書 1通
  - 自己開拓プログラム先日程表 1通



平成〇〇年〇〇月〇〇日

司法修習生指導連絡委員会 御中

承 諾 書

〇〇株式会社

代表取締役社長 ○ ○ ○ ○ 印

第〇期司法修習生〇〇〇〇が、当社において下記のとおり選択型実務修習を行うことを承諾します。

記

1 修習期間

〇〇月〇〇日 (〇) から同月〇〇日 (〇) まで

2 修習場所

(住所)

(名称) (部局課まで記載)

(電話番号)

(担当者の役職及び氏名)

3 修習内容

司法修習生が独自に開拓した修習先へのお願い

1 目的

司法修習生は、司法試験に合格した後、最高裁判所に設置された研修機関である司法研修所において1年間の司法修習を受けます。そのうち、8箇月間は全国の裁判所、検察庁及び弁護士会で分野別実務修習を行い、その後2箇月間は選択型実務修習を行います。

選択型実務修習は、司法修習生各自が、その実情に応じて、主体的に選択、設計することにより、分野別実務修習の成果の深化と補完を図ったり、分野別実務修習の課程では体験できない領域における実務修習を行ったりする課程として行います。

2 修習生が独自に開拓した修習先

司法修習生は、選択型実務修習において、民間企業の法務部、地方自治体の法務関係部門等法曹の活動に直接かつ密接な関係を有する分野について、自ら開拓して修習先とすることができます。

3 修習の条件

(1) 期間

月 日 ( ) から 月 日 ( ) まで

(2) 司法修習生の監督

選択型実務修習期間の司法修習生に対する監督は、〇〇弁護士会会長が行います(〇〇弁護士会〇〇課 電 000-000-0000)。

(3) 修習中の欠席

司法修習生が病気その他の正当な理由により、修習をすることができない場合は、原則として事前(ただし、やむを得ない事情で事前に欠席の承認を得られないときは、例外として事後に)に弁護士会会長に欠席承認申請をし、その結果、承認されれば、司法修習生が貴社に対し、その旨を連絡します。

(4) 費用

修習に当たり、貴社で何らかの費用が生じる場合は、司法修習生が負担します(未確定部分)。

(5) 選択型実務修習結果レポート

司法修習生は、修習結果について選択型実務修習結果レポートを弁護士会会長に提出します。司法修習生から、貴社での修習に関して作成した修習レポートの提出がありますので、プログラム指導担当責任者(貴社において司法修習生を御指導いただく責任者)において、これを確認のうえ、記名・検印をして司法修習生に対し、返却してください。

なお、別途、修習結果についての意見を別紙様式により作成し、月 日 ( ) までに、司法修習生の指導担当弁護士〇〇〇〇(〒 〇〇県〇〇市〇〇町〇-〇-〇)に送付してください。

(6) 修習中の災害及び通勤による災害

公務災害補償として、修習実施機関である最高裁判所が、認定及び補償事務を行います。その際には、調査等に御協力いただくことがあります。

(7) 機密保持義務

司法修習生は、修習中に修習先において知り得た修習先の機密に係る事項を他に漏らしてはなりません。ただし、選択型実務修習結果レポートとして報告するために必要な範囲において、事前に修習先の承認を得た場合は、この限りではありません。



平成〇〇年〇〇月〇〇日

第〇期司法修習生 ( 班)

〇 〇 〇 〇 殿

司法修習生指導連絡委員会

自己開拓プログラムの承認通知書

あなたが申し出た標記の修習は、承認されました。

修習に当たっては、下記のことにご注意してください。

記

- 1 司法修習生の地位にかんがみ、その品位を落とすことのないよう言動に注意する。
- 2 修習を通じて知った秘密は漏らしてはならない。
- 3 修習に当たり、自己開拓プログラム先に何らかの費用が生じる場合には、司法修習生が負担する。
- 4 正当な理由により修習することができない場合は、配属修習地の弁護士会会長に対し欠席承認を申請する。その結果、承認されたときは、司法修習生は、自己開拓プログラム先の担当者に対し、その旨を連絡する。ただし、やむを得ない事情により事前に欠席の承認を得ることができない場合は、司法修習生は弁護士会会長及び自己開拓プログラム先の担当者に対し、速やかに欠席する旨を連絡すること。

# 選択型実務修習結果レポート

平成 年度採用(新第 期)

配属地	研修所 組 番
氏名	

**(注意事項)**

- ※ 太枠内は、司法修習生が各自記載してください。
- ※ 司法修習生は、選択型実務修習修習計画書の写しをこの報告書の末尾に添付してください。
- ※ 司法修習生は、プログラム開始直後に、プログラム指導担当責任者に対し「選択型実務修習結果意見書」を交付し、次の点を依頼してください。
  - 選択型実務修習結果意見書に意見を付し、3日以内に修習指導担当弁護士宛に送付する。

**1 選択型実務修習計画書**

別紙「選択型実務修習修習計画書」のとおり

**2 修習指導担当弁護士の意見**

修習指導担当弁護士氏名	印
-------------	---

選択型実務修習レポート(修習プログラムごとに作成)

( )

修習日程	修習プログラム	修習先
(修習内容、成果、感想等を簡潔に記載する)		
プログラム指導担当責任者	官職(役職)氏名	
	印	

( )

修習日程	修習プログラム	修習先
(修習内容、成果、感想等を簡潔に記載する)		
プログラム指導担当責任者	官職(役職)氏名	
	印	

( )

修習日程	修習プログラム	修習先
(修習内容、成果、感想等を簡潔に記載する)		
プログラム指導担当責任者	官職(役職)氏名	
	印	

※ 司法修習生は、この用紙に不足がある場合は、各自でコピーをとるなどして補充する。